

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由（根拠法令）	担当部署（問合せ先）
選挙公報配布に係る委託契約	2024年10月18日	中央区連合婦人会	26.5円/件 事務費基本額 15,000円	選挙公報は、候補者の政見等情報を得る重要な媒体の一つであり、公職選挙法や条例等で全ての有権者に選挙期日の2日前までに配布することが定められている。印刷物での各世帯への配布であるため、その製作には一定の時間を要し、選挙によっては、配布期間が非常に短期間とせざるを得ない。そのような状況の中で、迅速に配布するには、日ごろから地域で活動しており、地域の情報に精通し、区域を正確に把握している地域団体である区連合婦人会が望ましい。また、当団体は、毎月発行の市広報紙の配布や、選挙公報配布業務を継続的かつ的確に遂行してきた実績を有している。 一方、選挙に関する啓発も業務の一つであり、選挙公報配布という市民と接する貴重な機会をとらえ、この際に選挙の周知や棄権防止、投票の呼びかけなど、選挙啓発を推進することができるのは、平素より区明るい選挙推進協議会の会長をはじめ推進委員、実行委員を担う区連合婦人会以外にはない。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	中央区選挙管理委員会 (Tel: 335-7511)
彫刻作品（作品名CONCORDIA）の移設等にかかる業務委託	2024年12月5日	有限会社 和田発掘調査所	2,381,271	本業務は、彫刻作品を破損させることなく安全に移設させる必要があるため、彫刻作品に精通した専門知識を有し、実際に移設作業に携わった経験が必要である。また、移設方法や業者選定については作者側の意向を最大限に尊重する必要がある。 以上を踏まえ、①契約の相手先が市内の彫刻作品の移設を手掛けた実績がある、②作者側が契約の相手先での移設を望んでいる、ことから本業務を遂行するにあたり契約の相手先以外に適切な事業者はいないと考えられる。 （地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当）	中央区総務部地域協働課 (Tel: 335-7511)